

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第5回会議）議事録

日時：令和元年6月25日（火）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第4委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、
土井勝幸委員、宮林幸江委員長、渡邊純一委員
以上8名、五十音順

【仙台市職員】

郷家健康福祉局郷家部長、中村介護保険課長、岩瀬介護事業支援課長、
熊谷介護保険課管理係長、高橋介護事業支援課指定係長、佐藤居宅サービス指導係長、
伏見介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(4)については公開、議事(1)～(3)について非公開 → 異議なし

2. 土井委員より講話

土井委員から説明

斉藤委員：土井委員の施設について、災害のときの臨時受け入れ枠はあるか。

土井委員：受け入れ枠はないが、利用者がホール等を使い一時避難いただくことはできる。

木村委員：国や市町村が定める基準とあるが、基準は市独自で設けることはできるのか。

土井委員：基本は国基準を満たしていればということであるが、市町村において地域特性を踏まえた柔軟な対応は可能である。

木村委員：地域特性を踏まえたプラスアルファは必要に応じて設けるべきと考える。

また、(資料2に)建物の賃借期間が過ぎてしまったので閉鎖せざるをえないといった事業所がある。何年という制限を設けているのかはわからないが、3年で契約終了とは、それはしないのでは。

高橋係長：廃止の事業所の件だが、平成28年4月1日にみなし指定を受けたということで指定日が平成28年4月1日となっているが、実際は小規模通所介護ということで10年近く前から事業を営んでいたというところであり、今回貸主の事情の変更から双方合意の上契約解除となったものである。

草刈委員：地域ケア会議の結果を密着委員会にフィードバックしてほしい。

地域ケア会議では地域のニーズが出てくる。今後事業所の指定に生かせるように、情報の吸い上げと共有をお願いしたい。

3. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

事務局より説明

宮林委員長：今の報告について、質問や意見はあるか。

木村委員：報告事項(2)について、他の法人に移るから廃止が許容されるということではないと思う。閉所に至った経過を精査する必要があると思う。事業所の経営のやりかたのほか、指定のありかたに問題があったのか確認する必要がある。行政としては指定時に指導されているものだと思うが、結果として廃止となってしまう事業所がたびたび発生する。事業所の経営状況の問題だけではないと思う。ぜひ継続して事業をできるように指導してほしい。

土井委員：小規模通所介護サービスは報酬単価が高く設定されており、ビジネスモデルとして成立すると見込んで新規参入した事業者が多くあったが、結果として、経営が立ち行かず閉鎖となってしまう事業所も多く発生した。国としては、地域密着型通所介護として移行していく過程で、地域の中で存続が厳しいところは大規模事業所のサテライトとして経営の安定化を図ってほしいという意図もあったようだ。

木村委員：しかし、それは地域密着型通所介護を盛り立てていこうという話の過程で生じた話であって、積極的に閉鎖させていこうということではないと思うが。

土井委員：存続できるところは存続していいと思うが、厳しいところは大規模と連携ないし大規模事業所化してほしいという意図。

木村委員：閉所した事業所は、他法人のサテライト事業所となったのか。

高橋係長：そうとは限らない。廃業した事業所もある。

木村委員：市は、事業者から経営状況の聴き取りをしたうえで、サテライト化の助言などはするのか。

高橋係長：法人同士の話に市が関わるといったことはないが、少なくとも廃止をする事業所からは、利用者がなるべく近い場所や雰囲気のある事業所でサービスを受けられるよう移行状況の聴き取りをしている。また、指定時は、過去に廃止になった理由にどういったものがあるかを説明したり、小規模デイサービスがビジネスモデルであるというイメージを持ったままの法人に対しては、市が把握している範囲での実情をお伝えするといった対応はとっている。ただ、最終的には市では法人の意向をお止めすることはできないことについてはご了承いただきたい

い。

木村委員：小規模の事業所と大規模の事業所同士で意見交換できる会議体はあるのか。

土井委員：意見交換できる仕組みはあると聞く。

木村委員：頑張って介護の事業をやろうと考えている方が厳しい局面に立っている。でも需要はあるのだから。

斉藤委員：資料4と参考資料4について、令和2年度までの目標数と施設数合計数を報告いただいたが、計画通りにいっているという認識か。人数ベースで充足率を出してみたが、認知症対応型共同生活介護が94.16%、小規模多機能・看護小規模多機能の登録定員が85.93%。90%以上だと残り1年あるので100%達成されると思うが、小規模多機能・看護小規模多機能については残り1年で目標達成できるのか懸念している。

高橋係長：今の段階でというのは申し上げがたいところではあるが、看護小規模多機能・小規模多機能の需要については、潜在的ニーズに対して実利用状況は芳しくないという実情があるようだ。目標に対しては残りの計画期間中で努力していきたい。

斉藤委員：四半期毎など定期的な達成状況の進行管理が必要。福祉は国の最重要課題であるため、特に力を入れて進行管理をしていかないといけない。

4. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料5）（参考資料5-1から5-4）

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

草刈委員：共用型認知症対応型通所介護の事業所について、昼食代がグループホームに比べてかなり格安になっている事業所があるようだが、内容に関して、提供される食事の質は担保されているか。

高橋係長：グループホームの食事代と同額で新たに安いものをとというわけではない。内容についてはグループホームと同様のものである。

小坂委員：認知症対応型通所介護事業所について、今回指定する事業の利用対象者は入居者ではなく外部の方ということによいか。

高橋係長：そのとおり。

斉藤委員：3名というのは事業所側で3名と申請すればそのとおりに認定する必要があるのか。3名はいかにも少ないと思う。

高橋係長：施設を共用して認知症対応型通所介護サービスを提供する場合の定員は、ユニット一つにつき3名が上限と国の基準に定められている。

板橋委員：給茶機使用代100円/月を徴収する地域密着型通所介護事業所があるようだが、こういった形で設備使用料を徴収するデイサービスを知らない。必要な設備を準備するのは事業者の役割であり、設備を使用するにあたり使用料をとるといえるのはいいのか。

高橋係長：これについては、いわゆる食費のうち、飲み物に係る料金という意図で、設備使用料というわけではない。

(2)地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか

斉藤委員：参考資料6について、実地指導での指示事項が改善されていたという内容の報告だが、「加算を算定できない利用者について加算を算定していた」という指示については、加算額を減算処理させたということでもいいのか。

佐藤係長：過誤調整をするように文書で命じ、最終的に調整がなされたことについて確認している。

斉藤委員：定期的な避難訓練を実施していなかった事業所についてはどういう事務処理をしたか。

佐藤係長：実施計画書及び、実施状況に関する報告書が提出されたというものである。

斉藤委員：翌年に監査するにも関わらず遡ってとはどういう意味か教えてほしい。

佐藤係長：過去に遡ってというのは現実的に不可能。実地指導を行った1か月ないし2か月後に、「早急に計画をたて消防や地域を含めた避難訓練を実施するように」という指示を文書により行うが、時期によっては実地指導を行った翌年度に改善を確認する場合もある。

斉藤委員：基準省令に規定しているような個別研修計画の内容ではなかったというのはどういったことか。

佐藤係長：サービス提供体制強化加算を取得するためには、算定にあたっては職員個別の課題をあげた上で研修を実施するという要件があるが、運営基準に規定されている事業所として実施する研修で足るものと事業所が誤認していた。認識を改め、改善を指示したという内容であり、実施報告についても提出されている。

斉藤委員：改善しない場合、ペナルティがあるのか。

佐藤係長：期限を定めて文書で指摘しているため、期限までに報告があがってこなければ催促を行う。

斉藤委員：改善指示事項があった場合に、運転免許のようにマイナス10点といったような減点制度があるのか。

佐藤係長：違反の種別に応じて点数を定めて減点していくといったことはない。

郷家部長：運転免許のように減点していくということはないが、違反している行為がかなり悪質で重大なものであれば営業の停止や指定の取り消しに至るケースもある。しかし、今回示しているものについては、比較的軽度のもので、期間を定めて是正を指示し、是正を確認しているといったことを報告させていただいているところである。

斉藤委員：介護事業所の従業員の方が虐待したり、犯罪行為をするニュースが流れている

が、これらの事案を未然に防止する意味からも、報告書をもらうにとどまらない対応が必要では。

郷家部長：本議事に関して実地指導の状況をお出ししているのは、今回更新の対象となっている事業所が、これまでに受けた是正内容についてお示ししているものであって、これらの事業所が過去に何か重大な違反をしたためお示ししているものではない。新聞報道がなされるような重大な事案の場合は、もう少し重い処分というものもあろうとは存ずるが、今回の資料はあくまで更新対象の事業所の過去に実地指導において指示された内容についてということでお受け取りいただきたい。

斉藤委員：虐待などの未然防止のための調査はどういうときに実施するのか。

郷家部長：実地指導等で確認してそういった違反行為があれば監査や調査に移行する方向で対応している。ただ、あくまで今日この場で議論いただきたいのは、今回更新の対象となる事業所が過去にこういった指摘を受けているといったところで更新をすべきか、といった部分についてである。

土井委員：参考資料6に示されているこれらの事業所が今までに受けた実地指導の結果の指摘事項が、斉藤委員がいうところの点数である。こういったペナルティが過去にありましたという履歴である。

斉藤委員：どういった頻度で指導を実施するのか。また実地指導以外の指導の場はないのか。

佐藤係長：施設系サービスについては3年に一度、居宅系サービスについては6年に一度実地指導を実施している。6年に一度しか事業所個別の指導が実施できない状況であるため、サービス種別ごとに当該サービスを実施する全事業所に対して集団指導という形で補っている状況。集団指導では前年度実地指導を行った際にあつた指導事項や諸注意をお伝えしている。実地指導では、今話があつた虐待等のチェックは必ず実施している。6年に1度しか実地指導ができないため、通所介護事業と訪問介護事業は連絡会というものを仙台市が立ち上げた。今年度も小規模多機能と看護小規模多機能の勉強会を立ち上げた。横のつながりを太くして、行政と事業者が勉強していこうということをやっている。

斉藤委員：事業所数が多く、実地指導の頻度が乏しくなるといったことは、何か起こつた際の理由にならない。連絡会を密にしていって、補うようにしてほしい。

佐藤係長：国からは実地指導を6年に1回行うようにといった内容指導をされており、その基準を満たしていることについてはご理解いただきたい。

宮林委員長：議事1と議事2について承認してよろしいか。

⇒異議なし。

(3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料7)(参考資料7)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

小坂委員：第2中学校地域への参入があるが、この地域については過去の経緯あってオープンしていないという経過がある。また事業が止まってしまうということがないか懸念している。また、4・5階建てを想定した建物を建設することを見込んでいる法人があるようだが、建築するにあたり基準はクリアできるということか。

高橋係長：応募があった資料について取り急ぎお示ししたものであるため、御質問を受けた内容についてはヒアリングで今後事業者を確認していく。

小坂委員：純利益が赤字となっている法人がある。赤字拡大しているところで投資するという状況になるが、この状況で資金回収可能か。

高橋係長：まだ評価をしていない状況。今後公認会計士に相談しながら確認を進めていく。

小坂委員：十分注意してほしい。

木村委員：売り上げ原価を0と決算書上記載している事業者があるが、事業としてありうることなのか。

高橋係長：損益計算書に記載する売上原価については、サービス業については法人によって異なる取扱いがなされている。介護事業のように人的サービスが売り上げの大半を占めるサービスについては、物品を購入してもそれを法人内でどこの事業所に紐付していくか、人件費についても、どの事業所のものとして紐付するかというのは法人内部で決めるもの。売上原価として計上している場合は、提供する食事の食材や介護用品の仕入れ値を売上原価として計上しているようであるが、その幅が適正かどうかという点については公認会計士の先生に相談しながら精査を進めていきたいと思う。

木村委員：介護事業の場合、介護に携わる方(の人件費)は原価だと思う。国の基準では一般管理費なのかもしれないが。

高橋係長：国の基準というか、法人の解釈である。その解釈が適正かどうかはヒアリング等の内容を踏まえ精査していく。

斉藤委員：純利益がマイナスとなっている法人は有利子負債を抱えた状態で、従業員に人件費を払いながら施設整備ができるか懸念している。その点も踏まえて選定してほしい。従業員の待遇が悪いと、先ほどいったような虐待等の事件が発生しかねないと思う。

草刈委員：計画書の中に、「WAMNETの状況で鑑みられます」と記載する事業所があるが、現在、WAMNETの情報は全然更新されておらず、どういった意図で言及したのか不明。ヒアリング時には確認してほしい。

板橋委員：日常生活圏域内における地域住民との連携について、開設後の話が記載されており、開設前にどう説明するかがあまり記載されていない。
開設後についても大切であるが、開設前にトラブルがないような準備が必要と思うので、選定の折には配慮してほしい。

高橋係長：法人の認識としては当然であるためあえて計画書には書かないといった事業所も存するかとは思ふ。ヒアリングで今後確認を進めていきたい。

5. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

木村委員：事業計画書の記載内容の履行状況は更新の際に確認しているか。国の基準は別だとしても、基準以上のことをやりますと計画書に記載し開設している。書いた以上はやらないといけない。そういうところまで更新時には審査するものなのか。

高橋係長：指定更新に限っていえば、基準について文書で審査し、疑義が発生した場合には聴き取りを行って実施している。

木村委員：計画書に記載した内容は指定をする際の条件になっているはず。基準の適合状況のみならず計画書の履行状況も更新時はチェックをしてもらいたい。行政ばかりが負担を負うのではなく、事業所から報告させ事業所にPDCを任す仕組みを作ったらよいのでは。

斉藤委員：実地指導での指示事項に応じた減点制度など、きちっとした指導ができるような措置を講じるべき。

土井委員：実地指導は懲罰的なものではなく、事業所側が気づかなかったことや解釈の違いを理解する場であると思っている。仮に指導が懲罰的なものであれば、隠すようなことをする者が発生する可能性がある。あるがままを見せて、足りないものがあれば指導を受ける場として使うことも一つである。行政からなされた指導を事業所が真摯に受け止めて、行政に対してこのように是正したと報告する一連のキャッチボールが大事だと思う。

小坂委員：私は医療保険も介護保険の事業も行っているが、医療保険の方も同じスタンス。実地指導の中で大きな問題があればまた監査や調査に移行していくが、指導を受けることによって改善を図る。わからないことがあれば知るいい機会。指導を受ける側も指導する側も学ぶいい機会と考える。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

6. 閉会